

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会定款

(昭和 51 年 10 月 25 日)

最終変更平成 25 年 11 月 14 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 目的及び事業 (第 3 条・第 4 条)
- 第 3 章 資産及び会計 (第 5 条～第 12 条)
- 第 4 章 評議員 (第 13 条～第 16 条)
- 第 5 章 評議員会 (第 17 条～第 25 条)
- 第 6 章 役員及び会計監査人 (第 26 条～第 34 条)
- 第 7 章 理事会 (第 35 条～第 43 条)
- 第 8 章 定款の変更及び解散 (第 44 条～第 46 条)
- 第 9 章 公告の方法 (第 47 条)
- 第 10 章 事務局 (第 48 条)
- 第 11 章 会員 (第 49 条)
- 第 12 章 補足(第 50 条)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業 (目的)

第 3 条 この法人は、第 49 条に規定する会員（以下「会員」という。）に対する保健、元気回復その他の福利厚生に関する事業を行い、会員の福祉の増進及び生活の向上を図り、もって公務の能率的運営に資するとともに、北海道の教育及び文化の振興・発展に寄与する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道の区域において次の事業を行う。

- (1) 会員に対する共済事業、貸付事業及びその他福利厚生事業（これらの事業の一部についてはその被扶養者等を対象とするものを含む。）
- (2) 北海道の教育及び文化の振興・発展に寄与する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、理事会において別に定める事業規程に基づき行うものとし、基本財産の運用による収入、会費収入その他の収入を財源とする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項第 3 号から第 5 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項に規定する定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(定款及び計算書類等の備え置き)

第 9 条 定款は、事務所に備え置かなければならない。

- 2 前条の規定により報告又は承認を受けた同条第 1 項各号の書類のほか、次の書類を定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、事務所に備え置かなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告（剰余及び損失の処理）

第 10 条 この法人は、毎事業年度、収支計算において剰余を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額の一部又は全部を積立金として整理することができる。

- 2 この法人は、毎事業年度、収支計算において損失を生じたときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。
- 3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第 11 条 この法人は、多額の借入れをしようとするときは、理事会及び評議員会の決議によらなければならない。

(公益目的支出計画)

第 12 条 この法人の公益目的支出計画については、北海道知事による公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの間、その実施状況を明らかにした報告書を作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に理事会の承認を経て、北海道知事に提出しなければならない。

2 前項の公益目的支出計画を変更しようとするときは、法令で定める軽微な変更を除き、理事会の承認を経て、北海道知事の認可を受けなければならない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に評議員 6 名以上 10 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 14 条 評議員は、この法人の運営に関して、一定の知見を有する者として教育関係団体等からの推薦を受けた者の中から、評議員会が選任する。ただし、その過半数は、会員から選任しなければならない。

2 評議員会は、次のいずれかに該当するときは、評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の捕欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 16 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員がこの法人の業務に従事するために要した経費に対して、評議員会において別に定めるところにより費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 会員が負担すべき会費等の額
- (4) 多額の借入れ及びその返済計画

- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長に対し、この法人の運営に関し必要と認める意見を述べることができる。

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、専務理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選によって選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、書面又はその他の方法をもって議決に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録については、議長及び議事録作成者が記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(選任)

第 27 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を執行する。

3 理事長又は専務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお理事長又は専務理事としての権利義務を有する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 30 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び勝写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする
- 3 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によって、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事（会員である監事を除く。）に対しては、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、この法人の業務に従事するために要した経費に対して、評議員会において別に定めるところにより費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除)

第 34 条 理事、監事又は会計監査人は、法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 37 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、専務理事が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、専務理事とする。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、書面又はその他の方法をもって議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 42 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録については、出席した理事長及び専務理事並びに監事が記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 14 条についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 48 条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 会員

(会員)

第 49 条 この法人の会員は、現職会員と特別会員とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、現職会員となることができる。
 - (1) 公立学校共済組合北海道支部に加入する組合員である教職員
 - (2) この法人の常勤の役員及び職員
 - (3) その他、前 2 号に準ずる者として評議員会が承認した団体の役員及び職員
- 3 前項各号の退職者は、特別会員となることができる。
- 4 会員は、評議員会において別に定める会費等を納入するものとする。
- 5 会員に関するその他必要な事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 補則

第 50 条 この定款の規定を実施するため必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。次項において「整備法」という。）第 121 条第 1 項において準用する同法第 106 条 第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第 121 条第 1 項において準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の設立の登記の日における理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	河 村 一 夫	木 下 真 一	齊 藤 彦 次	武 田 光 一
	中 島 優	成 田 洋 司	西 村 守	山 田 守 成
	横 井 博			
監事	遠 藤 昭 一	小 関 顕太郎	佐々木 修	
- この法人の最初の理事長は西村 守、専務理事は横井 博、常務理事は成田洋司、会計監査人は札幌監査法人とする。
- この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊 藤 政 勝	亀 谷 学	北 島 義 久	木 戸 勉
佐 藤 博 明	柴 山 能 彦	鈴 木 英 昭	豊 島 尚 史
信 岡 聡	林 秀 彦		

附 則（平成 25 年 11 月 14 日）

この定款の一部変更は、平成 25 年 11 月 14 日から施行する

別表 基本財産（第 5 条関係）

財 産 種 別	数 料 等
投資有価証券	額 面 206,000,000 円

事業規程

(平成 24 年 11 月 2 日 互助会規程第 36 号)
最終変更 平成 27 年 6 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「本会」という。）の定款第 4 条第 2 項の規定に基づき、本会が行う卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業)

第 2 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する共済事業は、次により行うものとする。

(1) 給付事業として、次の区分により現職会員又はその遺族に対して給付金等を支給する。

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額												
入院見舞金	現職会員又はその被扶養者（現職会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者（以下「後期高齢者扶養親族」という。）を含む。）が、医療を受けるため又は出産のため、引き続き 5 日以上入院したとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入院日数</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-30 日</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>31-60 日</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>61 日以上</td> <td>5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	入院日数	定額	5-30 日	1 万円	31-60 日	3 万円	61 日以上	5 万円				
入院日数	定額													
5-30 日	1 万円													
31-60 日	3 万円													
61 日以上	5 万円													
へき地医療交通費補助金	へき地学校に勤務する現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、医療を受けるため、通院又は入退院する場合において、居宅から医療機関までの交通費等を支出したとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離 Km 未満切り捨て</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31-50Km</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>51-70km</td> <td>1, 100 円</td> </tr> <tr> <td>71-100km</td> <td>1, 400 円</td> </tr> <tr> <td>101-140km</td> <td>1, 700 円</td> </tr> <tr> <td>141km 以上</td> <td>2, 000 円</td> </tr> </tbody> </table>	距離 Km 未満切り捨て	定額	31-50Km	800 円	51-70km	1, 100 円	71-100km	1, 400 円	101-140km	1, 700 円	141km 以上	2, 000 円
距離 Km 未満切り捨て	定額													
31-50Km	800 円													
51-70km	1, 100 円													
71-100km	1, 400 円													
101-140km	1, 700 円													
141km 以上	2, 000 円													
傷病給付金	現職会員（共済組合員である会員を除く。）が健康保険から傷病手当金が支給されたとき又は傷病手当金の支給が終わった場合において、当該傷病により引き続き長期療養のため休職しているとき。	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「共済組合法」という。）に定める傷病手当金の例により算定した額。ただし、健康保険から傷病手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額												
介護休業補助金	現職会員が介護休暇の承認を受け、給料の全部又は一部が支給されないとき。	減額された給料の 100 分の 60 に相当する額。ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金を支給されたときは、その額を差し引いた額												

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額
障害見舞金	1 現職会員が、身体障害者福祉法（昭24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けたとき。 2 障害の程度が増進したとき。	1 障害の程度に応じた次の額 1級 70万円 2級 60万円 3級 50万円 4級 40万円 5級 30万円 6級 20万円 2 増進後の障害の額から以前の障害の額を差し引いた額
結婚祝金	現職会員が結婚したとき。	6万円
出産給付金	現職会員又はその被扶養者である配偶者が出産したとき。	生まれた子1人につき6万円
次世代育成補助金	現職会員が、子（乳児）の育児を行ったとき。	子（乳児）1人につき月額1万円
入学祝金	現職会員の被扶養者が、小学校又は中学校に入学したとき。	1 小学校入学は1人につき2万円 2 中学校入学は1人につき1万円
弔慰金	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が死亡したとき。	1 現職会員が死亡したとき 100万円 2 配偶者が死亡したとき 20万円 3 配偶者以外の被扶養者が死亡したとき 10万円
遺児等給付金	現職会員が死亡した場合において、次に掲げる被扶養者である遺族がいるとき。 1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 2 身体障害で身体障害者手帳の3級以上の者 3 知的障害で療育手帳を受けている者 4 精神障害で精神障害者保健福祉手帳の2級以上の者	1人につき80万円
災害見舞金	現職会員が、共済組合法別表第1に掲げる災害又は理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき。	1 共済組合法別表第1に掲げる災害の場合は、その損害の程度に応じて、別に定める額 2 理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害の場合は、その損害の程度に応じて、その都度、理事長が定める額。ただし、1の給付を受けたときを除く。

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額
永年勤続祝金	現職会員が、次のいずれかに該当したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。 1 50歳になったとき。 2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。	3万円
セカンドライフ支援金	現職会員が、40歳以上で退職又は異動により退会したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。	8万円
介護給付金	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護状態3以上の認定を受けたとき。	要介護状態に応じ1日につき次の額 要介護3 300円 要介護4 400円 要介護5 500円
積立還付金	現職会員が、退会したとき。	当該現職会員が、本会に納入した会費の総額に、100分の30を乗じて得た額に相当する積立額

- (2) 医療費給付事業として、次により特別会員又は認定配偶者（本会の事業の対象者として認定を受けた配偶者をいう。以下同じ。）に対して給付金を支給する。

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額
医療費給付金	特別会員又は認定配偶者が、医療保険各法に規定する療養を受け、その費用を支払ったとき。	それぞれ1か月の実負担額（上限額40,200円）から7,000円を控除した額に10分の6を乗じて得た額。 ただし、同一年度受診分の給付総額は、10万円を限度とする。

(貸付事業)

第3条 定款第4条第1項第1号に規定する貸付事業は、現職会員が臨時の支出に充てるために資金を必要とするときに、次の区分により行うものとする。

種別	貸付要件	貸付金額
生活資金	現職会員が臨時に資金を必要とするとき。	10万円以上 200万円以内
教育資金	現職会員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。	10万円以上 300万円以内
住宅資金	現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のために資金を必要とするとき。	50万円以上 600万円以内
自動車資金	現職会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。	10万円以上 300万円以内

(福利厚生事業)

第4条 定款第4条第1項第1号に規定するその他福利厚生事業は、次により行うものとする。

(1) 福祉事業として、次の区分により現職会員に対する事業を行う。

事業名	事業内容
指定宿泊施設利用補助	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、本会の指定宿泊施設を利用したとき、1人1泊につき2,000円を補助する。
北海道教職員体育大会	北海道教職員体育大会を関係行政機関・団体と共催して実施する。
地区別レクリエーション	現職会員を対象として、地区別レクリエーション事業を関係行政機関・団体と共催して実施する。
健康推進	現職会員及びその被扶養者を対象に、レクリエーションを実施する。
健康管理	1 現職会員が人間ドッグを受診したとき、その検査料の一部として3,000円を補助する。 2 現職会員を対象として、脳ドッグの検査料の一部を負担又は補助する。

(2) 生きがい事業として、次の区分により特別会員及び認定配偶者に対する事業を行う。

事業名	事業内容
特別会員支部活動補助	特別会員支部に対して補助金を交付する。
健康推進	特別会員及び認定配偶者を対象に、レクリエーションを実施する。
指定宿泊施設利用補助	特別会員又は認定配偶者が、本会の指定宿泊施設を利用したとき、1人1泊につき2,000円を補助する。ただし、道外に居住する者が利用する宿泊施設については、別に定める。
長寿祝金	特別会員又は認定配偶者が、77歳及び88歳に達したとき1万円を給付する。
弔慰金	特別会員又は認定配偶者が、死亡したとき1万円を給付する。

(3) 団体保険等事業として、保険会社との契約に基づき、会員に対する団体保険及び団体扱保険の取扱いを行う。

(4) 相談事業として、会員及びその家族を対象に、特別会員相談、健康相談等を行う。

(5) 奨学金給与事業として、現職会員の遺児に対して奨学金を給与する。

(教育・文化振興事業)

第5条 定款第4条第1項第2号に規定する北海道の教育及び文化の振興・発展に寄与する事業は、次の区分により行うものとする。

事業名	事業内容
教育講演会	教育講演会を関係団体と共催して実施する。
札幌交響楽団公演	札幌交響楽団公演を関係行政機関・団体と共催して実施する。
特別支援学校スクールコンサート	特別支援学校スクールコンサートを関係学校・団体と共催して実施する。
北海道教職員美術展	北海道教職員美術展を関係団体と共催して実施する。
市町村等公演補助	市町村等が、芸術文化公演など教育・文化の振興に寄与する事業を主催するとき、その経費の一部を補助する。

(その他必要な事業)

第6条 定款第4条第1項第3号に規定するその他この法人の目的を達するために必要な事業として、普及調査研究等の事業を行うものとする。

附則(抄)

1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附則(平成27年6月10日)

この規程の一部変更は、平成27年11月11日から施行する。

現 職 会 員 規 程

(昭和 51 年 10 月 27 日 互助会 規程 第 11 号)

最 終 変 更 平 成 27 年 3 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「**本会**」という。）の定款第 49 条第 5 項の規定に基づき、現職会員の加入、退会等に関し必要な事項を定めるものとする。

(現職会員の資格)

第 2 条 現職会員となることができる者は、定款第 49 条第 2 項各号に掲げる者に限る。ただし、次に掲げる者は現職会員となることはできない。

- (1) 臨時的任用の職員（公立学校に臨時的に任用されているが、雇用関係が事実上継続しており、一般常勤の職員に定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が 12 月を超え、かつ、その勤務時間により引き続き勤務を要するとされている教職員（以下「**臨時的任用教職員**」という。）を除く。
- (2) 非常勤の職員（道立学校に勤務する、定年退職後の採用ではない一般職非常勤職員を除く。）
- (3) 再任用の職員
- (4) 一般財団法人北海道職員互助会又は市町村の福利厚生会等の会員である者（第 9 条において「**他の互助会員**」という。）
- (5) 特別会員又は特別会員であった者

(現職会員の資格取得日)

第 3 条 現職会員となる資格は、定款第 49 条第 2 項各号に掲げる者となった日（臨時的任用教職員にあっては、公立学校共済組合北海道支部の加入資格を取得した日）に取得するものとする。

(加入の申込みと加入日)

第 4 条 本会に加入しようとする者は、その資格取得後直ちに現職会員加入申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、公立学校共済組合北海道支部の組合員（以下「**共済組合員**」という。）である教職員（臨時的任用教職員を除く。）にあっては、その提出を省略するものとする。

2 加入日は、現職会員の資格取得日とする。

(現職会員の被扶養者)

第 5 条 次の者は、現職会員の被扶養者として認定することができる。

- (1) 現職会員が共済組合員の場合は、その被扶養者として公立学校共済組合北海道支部が認定した者

(2) 現職会員が前号以外の健康保険の被保険者の場合は、その被扶養者として当該健康保険が認定した者

2 新たに現職会員の被扶養者としての認定要件を備えたとき又は欠いたときは、前項第1号の場合を除き被扶養者認定・取消申告書を理事長に提出しなければならない。

(現職会員台帳の作成及び保管)

第6条 理事長は、この規程に基づく現職会員及び被扶養者について、現職会員台帳を作成し、異動の状況を整備し保管しなければならない。

2 前項に規定する現職会員台帳は、本会の所有する電子計算組織により作成した会員管理マスタをもって、これに替えるものとする。

(現職会員番号と所属コード)

第7条 本会の業務を処理するため、現職会員には固有の現職会員番号を、現職会員の勤務する公立学校等には所属コードを付する。

(現職会員の異動報告)

第8条 現職会員に次の各号に該当する異動があったときは、直ちに異動報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 共済組合員である現職会員が、本会の常勤の役員及び職員並びに評議員会が承認した団体の役員及び職員（以下「団体等の役職員」という。）となったとき。
- (2) 団体等の役職員が、共済組合員である現職会員となったとき。
- (3) 団体等の役職員が、評議員会が承認した他の団体等に異動したとき。
- (4) 団体等の役職員に、氏名変更があったとき。

(資格の喪失と退会日)

第9条 現職会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その日を退会日（第3号に該当する場合は、その前日とする。）とし、その翌日から現職会員の資格を失うものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 転職又は異動により、他の互助会員となったとき。

(退会の届出)

第10条 前条により退会をする者は、速やかに現職会員退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、共済組合員である現職会員にあっては、その提出を省略するものとする。

(現職会員の権利)

第11条 現職会員は、次の権利を有するものとする。

- (1) 本会が実施する事業への参加又は給付及び貸付けを受ける権利
- (2) 本会の評議員又は役員になる権利

(現職会員の義務)

第 12 条 現職会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本会の諸規程及び決定に服する義務
- (2) 会費を納入し、貸付金を弁済する義務

(現職会員の権利の譲渡禁止)

第 13 条 現職会員の権利は、他人に譲渡し又は担保に供することができないものとする。

(現職会員期間の計算)

第 14 条 現職会員である期間の計算は、加入日の属する月から退会日の属する月までの月計算とする。

(補則)

第 15 条 この規程で定めるもののほか、現職会員の加入、退会等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和 51 年 10 月 27 日から施行し、昭和 51 年 10 月 25 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 20 日)

この規程の一部変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

現 職 会 員 会 費 規 程

(昭和 51 年 10 月 27 日互助会規程第 12 号)

最終変更 平成 27 年 3 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「本会」という。）の定款第 49 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、現職会員に係る会費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の納入の始期及び終期)

第 2 条 会費は、本会に加入した日から納入し、退会した日の属する月まで納入するものとする。

(会費の納入)

第 3 条 会費は、原則として、月単位に納入するものとする。

- 2 現職会員の給与支給機関の長（以下「給与支給機関」という。）は、現職会員の当該月分の会費を取りまとめ、当該月末までに、別に定める納付書により、理事長が指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、第 5 条第 2 項に規定する者のうち、給与の全部を減額された者の当該月分の会費は、直接本人が納入するものとする。

(会費の算定方法)

第 4 条 月当たりの会費は、給料の月額（教職調整額を含む。）と扶養手当の月額の合計額（以下「基礎月収額」という。）に 10/1000 を乗じて得た額（円未満を切り捨てる。）とする。ただし、昇給、昇格及び給与改定等により基礎月収額に変更がある場合の当該差額に係る会費は、新旧基礎月収額にかかる会費をそれぞれ求めその差額の総額とする。

- 2 前項の規定する基礎月収額は、毎月初日（月の中途において本会に加入した者は、その加入の日。）現在の額によるものとする。

(会費の算定方法の特例)

第 5 条 月の中途において、本会に加入又は退会した者で、その基礎月収額が日割により支給されることとなる場合の当該月分の会費の算定方法は、前条を準用する。この場合において、「基礎月収額」とあるのは「その日割による基礎月収額」と読み替えるものとする。

- 2 休職及び停職又は減給を受けたことに伴い、給与の全部又は一部を減額された者の会費は、当該休職及び停職又は減給を受けなかったものとした場合の基礎月収額により算出するものとする。
- 3 昇給、昇格及び給与改定等の理由により、基礎月収額が変更されて、給与の差額が追給又は戻入となる場合の会費の額は、その処理が北海道の電子計算組織によるときは、新旧基礎月収額の差額の総額を基礎月収額として、前条の規定により算出して得た額とする。ただし、差額の総額が処理月の基礎月収額に加算される場合は、加算された額をもって基礎月収額とし、算出することができるものとする。

(会費納入の免除)

第 6 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条に定める育児休業の承認を受けた者、又は、育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）に定める申出により育児休業をする者は、その休業となった日の属する月から、休業の終了した日の翌日の属する月の前月までの期間、会費の納入を免除する。

2 前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、その給与の全部が減額となった日の属する月から給与が支給された日の属する月の前月までの期間、会費の納入を免除する。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号の規定により心身の故障のため休職となり給与の全部が減額になった者

(2) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条に定める大学院修学休業の許可を受け給与の全部が減額になった者

(3) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 3 号）第 16 条に定める介護休暇の承認を受け給与の全部が減額になった者

(未納会費の処理)

第 7 条 第 3 条第 2 項による会費の納入後、新たに現職会員となった者又は正当な事由により、会費の納入ができなかった者の当該月分の会費は、翌月分の会費とあわせて納入するものとする。

2 本会を退会した者、第 5 条第 2 項に規定する者のうち給与の全部を減額された者及び前条の規定により会費の納入を免除された者に未納会費があったことが明らかになったときは、その未納となった額を、その都度、本人又は給与支給機関がとりまとめ納入するものとする。

(過納会費の処理)

第 8 条 第 3 条第 2 項による会費の納入後、会費を超過して納入したときは、その超過した額を翌月分の会費に充てるものとする。

2 本会を退会した者、第 5 条第 2 項に規定する者のうち給与の全部を減額された者及び第 6 条の規定により会費の納入を免除された者に過納会費があったことが明らかになり、その過納となった額を翌月に充てることができないときは、その都度、直接本人に還付するものとする。

3 前項に規定する過納会費の還付は、会費還付請求書により本人の指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、道費負担の教職員である現職会員については、会費還付請求書を省略できるものとする。

(基礎月収額の報告)

第 9 条 給与支給機関は、新たに本会の現職会員となる者があったとき、又は現職会員の基礎月収額に変更が生じたときは、北海道公立学校教職員互助会会費払込内訳書等により、当該月の 15 日までに理事長に報告するものとする。

2 道費負担の教職員である現職会員に係る前項に規定する報告は、毎月、「北海道教育庁給与支給事務処理要綱」（昭和 56 年 2 月 20 日教育長決定）に基づき会費に関して電子計算組織より出力される帳票（フロッピーディスク）の基礎月収額をもって、これに替えるものとする。

(会費台帳の作成, 保管)

第 10 条 理事長は, 現職会員の会費の納入状況を明らかにした会費台帳を作成して保持しなければならない。

- 2 前項に規定する会費台帳は, 本会の所有する電子許算組織により作成した会費累積マスタ及び定期的に出力する会費累積一覧表 (コンパクトディスク) をもって, これに替えるものとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか, 現職会員に係る会費の取扱いに関し必要な事項は, 理事長が定める。

附則 (抄)

- 1 この規程は, 昭和 51 年 10 月 27 日から施行し, 昭和 51 年 10 月 1 日から適用する。

附則 (平成 27 年 3 月 20 日)

この規程の一部変更は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。